

令和3年度(2021年度)第2回吹田市立留守家庭児童育成室指導員採用候補者試験募集要項

1 採用予定人数

49人

2 勤務条件

(1) 勤務内容

留守家庭児童育成室において在籍する児童に遊び等を通して生活指導を行う業務。

※小学生に遊び等の指導ができる体力が必要です。

(2) 勤務日及び勤務時間

原則として、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日13時～18時30分(実働5時間30分)。土曜日は第4土曜日のみ勤務する場合があります。小学校の春・夏・冬休み期間は8時30分から、又は9時45分からの勤務。その他学校の時間割に応じて午前中の勤務もあります。

ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

※詳しくはお尋ねください。

(3) 報酬

・月額報酬 … 146,170円

※地域手当相当分12%を含みます。

※期末手当〔1.275月分×2回(6月、12月)〕、時間外勤務報酬、交通費別途支給。

※2年目以降、勤務成績が良好で再度任用された場合は、条件により報酬が上がります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

(4) 社会保険等

・健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険等

・特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入します。

(5) 勤務場所

- ・留守家庭児童育成室（吹田市内各小学校に設置）
※運営委託を行っている留守家庭児童育成室は除きます。

(6) 休暇

- ・任用期間に応じて年次休暇等を付与。

(7) 服務

- ・地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

(8) その他勤務条件

- ・吹田市留守家庭児童育成室指導員勤務時間等運用基準等によります。
- ・任用時はすべて条件付任用とし、原則として任用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

3 受験資格

下記の（1）又は（2）又は（3）に該当する者

- (1) 保育士若しくは国家戦略特別区域限定保育士の資格、幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の教諭となる資格若しくは社会福祉士の資格、又は放課後児童支援員資格のうち、いずれかを有する者。

- (2) 高等学校卒業者等で、児童福祉事業に2年以上かつ2,000時間以上従事し、児童の指導や保育、支援等に継続的に関わってきた者。

※高等学校卒業者等とは、以下のA～Cいずれかに該当する者をいう。

- A 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- B 同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- C 文部科学大臣が上記A・Bと同等以上の資格を有すると認定した者

※ここにいう児童福祉事業とは、児童福祉法の規定による障害児通所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業を指し、保育所、幼保連携型認定こ

ども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の各施設内における業務等も含む。

- (3) 学校教育法の規定による大学、大学院または外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を収めて卒業した者（大学において、当該学科又は課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への飛び入学を求められた者を含む。）

※ただし、地方公務員法第16条各号の一に該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時・会場・内容・発表（日程・会場については変更になる場合があります）

	第1次試験	第2次試験
日時	令和3年6月5日（土） 9時30分～	令和3年6月12日（土） 9時30分～
会場	吹田市役所低層棟 3階 入札室 吹田市泉町1-3-40	吹田市役所低層棟 3階 入札室 吹田市泉町1-3-40
内容	クレペリン検査・職業適性検査・作文	個人面接・集団面接
発表	令和3年6月10日（木） 市役所1階ロビーに掲示するとともに、合格者のみ本人あてに通知します。	令和3年6月18日（金） 合否にかかわらず、本人あてに通知します。

※受験資格がないことが判明した場合は合格を取消します。また、試験の申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽があることが認められた場合には、合格を取消することがあります。

※合格から任用までの間に任用することに相応しくない非違行為等があった場合、任用しません。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

5 任用期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

(ただし、勤務成績が良好である場合、翌年度、再度任用される場合があります。)

6 受験手続

(1) 申込先 吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室 (阪急電車 吹田駅すぐ)
吹田市役所 低層棟3階 311番窓口

(2) 受付期間 令和3年5月6日(木)～令和3年6月2日(水)まで
9時～17時30分まで(土・日曜日・祝日は除く)

(3) 手続方法 別紙「吹田市立留守家庭児童育成室指導員採用候補者試験申込書」に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真(上半身)を貼付の上、放課後子ども育成室まで郵送してください。なお、受付時に提出書類に不備・不足がある場合、再提出についても上記の受付期間のみとなりますのでご注意ください。

7 その他

試験に関する提出書類については、一切返却できません。

※ 新型コロナウイルス感染症予防について

感染拡大防止のため、受験生の皆さんは、咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえること)・手洗い・うがいの徹底などを行い、予防と体調管理に努め試験に臨んでください。

【この試験に関する問い合わせ先】

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

TEL : 06-6384-1599 FAX : 06-6380-6771